

IP アドレス等料金改定に関するご説明

はじめに

この資料は、JPNIC が 2012 年度より施行する IP アドレス等料金改定についてご説明したものです。規約改定内容を確認するにあたってのご参考としてください。

目次

1. 2012 年度からの料金体系	2
2. 料金改定の背景.....	4
3. JPNIC の費用構造	6
4. 歴史的 PI アドレスへの課金と費用負担の考え方.....	8
5. AS 番号への課金	10
6. IP アドレス、AS 番号の返却、移管等について.....	10
7. 維持料の請求、お支払い方法について	11
8. 料金体系改定に関する手続き、規約の改定について	11

1. 2012 年度からの料金体系

2012 年度から、JPNIC が割り振り、割り当てを行っているすべての IP アドレス、AS 番号に対して、下記のように維持料をお支払いいただきます。

ただし、当初 2 年間（2012 年度および 2013 年度）については、経過措置期間とし、歴史的 PI アドレスと AS 番号に対しては、維持料の一定額の割引を実施いたします。詳細は「経過措置」をご参照ください。

IP アドレス管理指定事業者(IP 指定事業者)、歴史的 PI アドレス、特殊用途用 PI アドレスの維持料をすべて同一とし、各保有 IP アドレス数を下記の計算式に当てはめて金額を算出します。

- ・ IPv4 アドレス維持料(年額) = $(65000 \times 1.3^{(\log_2[\text{保有アドレス総数}] - 9)}) + \text{消費税額}$
- ・ IPv6 アドレス維持料(年額) = $(65000 \times 1.3^{(\log_2[\text{保有アドレスの}/56\text{の個数}] - 23)}) + \text{消費税額}$
- ・ 最低料金額 = 52,500 円 / 年

- ・ IP アドレスと AS 番号の両方を保有している場合は、IP アドレス維持料のみお支払いいただきます。
- ・ AS 番号のみを保有している場合、または IP 指定事業者で IP アドレスの割り振りを受けていない場合は、最低負担金額のお支払いとなります。(AS 番号を複数保有している場合も同様とします。)
- ・ IPv6 アドレス維持料は、IP 指定事業者または特殊用途用 PI アドレスのみが対象となります。
- ・ IPv4 アドレスと IPv6 アドレスの両方を保有している場合は、両方の金額を算出し、どちらか金額の大きい方のみをお支払いいただきます。
- ・ JPNIC 正会員の場合は、維持料額から 100,000 円減額します。

保有 IPv4 アドレスの一部返却や移転を検討しており、返却、移転後の IPv4 アドレス数で金額を確認したい場合は、Excel など下記の数式を利用して計算することができます。具体的には、Excel のセルに上記の数式を入れて、“アドレス数”を返却、移転後の IPv4 アドレス数で書き換えてください。

=65000*POWER(1.3,(LOG(“アドレス数”,2)-9))*105%

・ 料金の考え方

IP 指定事業者が管理するプロバイダ集成可能アドレス(PA アドレス)および特殊用途用 PI アドレスと、歴史的 PI アドレスは、上位の接続先が変わっても同じアドレスを使い続けられるという点では、三者のアドレスとも共通の性質を有します。この点、接続先 ISP などから割り当てられたアドレスと異なります。

また、世界的な IP アドレス管理機構におけるポリシー調整等も含め、JPNIC が IP アドレスの適正な維持管理を行うための費用は、PA、PI アドレスに関わらず同様にかかっていることから、負担方式についてそれぞれに差異を設けることは適切ではありません。

・ 算出式の考え方

この算出式は、JPNIC の IP アドレス事業費用を賄える金額となるよう、APNIC 算出式を参考にして、JPNIC が現在採用している階段型の料金体系から、アドレス数に直接対応するように調整したものです。

IP アドレス管理にかかる費用負担を、保有しているアドレス数に応じて負担額を変化させる方式は、世界的な IP アドレス管理組織において共通で用いられている方式です。

ただし、アドレス数に比例して負担額を増やす方法では、最上位と最下位の金額差が非常に大きくなり、コストを適切に反映する形とはならないため、アドレス数の増加に応じて、上昇幅が緩やかになる形式となるような料金体系としてきました。

これは、実質的にもアドレス数と管理コストが比例するわけではなく、アドレス規模が大きくなるほど集約効果が高まり、コストを低減することが可能であるという考え方によるものです。

参考(A)「JPNICのこれまでの維持料体系と他レジストリの料金体系」

これまでの JPNIC の IP アドレス維持料は、保有する IPv4 アドレスまたは IPv6 アドレスのプリフィクスサイズ毎に金額が設定されており、IPv4 アドレスと IPv6 アドレスの両方を保有している場合は、どちらか金額の大きい方を、年に 1 回お支払いいただいております。

IP アドレス維持料金額については以下の通りです。

クラス	IP アドレス維持料		維持料(税込) [単位:円]
	IPv4 アドレス総量 (プリフィクス表記)	IPv6 アドレス総量 (プリフィクス表記)	
l	/10 を超えるもの	/22 を超えるもの	4,200,000
k	/10 以下	/22 以下	3,517,500
j	/11 以下	/23 以下	2,793,000
i	/12 以下	/24 以下	2,215,500
h	/13 以下	/25 以下	1,753,500
g	/14 以下	/26 以下	1,396,500
f	/15 以下	/27 以下	1,102,500
e	/16 以下	/28 以下	840,000
d	/17 以下	/29 以下	577,500
c	/18 以下	/30 以下	472,500
b	/19 以下	/31 以下	367,500
a	/20 以下	/32 以下	262,500

APNIC 以外の他レジストリの料金体系については、それぞれ下記からご参照ください。

- ・ [ARIN](https://www.arin.net/fees/fee_schedule.html) (https://www.arin.net/fees/fee_schedule.html)
- ・ [RIPE/NCC](http://ripe.net/ripe/docs/charging2011.html) (http://ripe.net/ripe/docs/charging2011.html)
- ・ [LACNIC](http://lacnic.net/en/registro/table.html) (http://lacnic.net/en/registro/table.html)
- ・ [AfrINIC](http://www.afrinic.net/docs/billing/afcorp-fee200708.htm) (http://www.afrinic.net/docs/billing/afcorp-fee200708.htm)

・ **経過措置**

2012 年度からの料金改定実施にあたり、当初 2 年間は、新たな課金対象となる歴史的 PI アドレス、および AS 番号割り当て先組織に対して、経過措置期間を設け、それぞれの維持料を 2012 年度は 50%、2013 年度は 25% 割り引きます。

これは、段階的な負担増により円滑な料金改定を行うことと、保有しているアドレスのリナンバなどの整理期間を考慮して、導入するものです。

経過措置期間の年度毎の金額は参考資料の維持料額試算金額例をご参照ください

IP 指定事業者および特殊用途 PI アドレス：現行の維持料を 2013 年度まで継続します。
歴史的 PI アドレス AS 番号のみを保有している組織：上記料金案に対し、年度毎に下記の割引率を適用した金額をお支払いいただきます。

- ・ 2012 年度：維持料算出金額の 50% 割引
- ・ 2013 年度：維持料算出金額の 25% 割引

経過措置期間は、IP 指定事業者、特殊用途用 PI アドレスについては現行維持料を継続し、上記料金案は 2014 年度から適用開始する予定であります。

当初の料金改定案として提案しておりました、当面 3 年間は、アドレスサイズ、ブロック個数に関わらず、一律 52,500 円(税込)という案については、3 年経過後の 2014 年度以降の課金額が不確定な状態で提案受け入れが困難という意見が多数あったこと、また、実質的に料金改定が 2 回となり、各組織への調整が再度必要になるという懸念があり、当初から 2014 年度以降も含めた料金改定を目指すことといたしました。

- ・ **維持料以外の料金について**

現在、既に JPNIC と契約関係にあり、IP アドレスまたは AS 番号の割り振り / 割り当てを受けている組織の場合は、年間の維持料以外の料金はかかりません。

これまで、IP 指定事業者が IP アドレスの追加割り振りを受ける際に支払っていた割り振り手数料と、特殊用途 PI アドレスの割り当て毎にかかっていた契約申請手数料は、今回の料金改定により 2012 年度、2013 年度の経過措置期間を経た後に廃止されます。

契約料については、これまで通り 262,500 円となりますが、これはまったく新規に JPNIC と契約締結を行う際に一度お支払いいただくものですので、既存の契約組織がお支払いいただくことはありません。

2.料金改定の背景

JPNIC では 2009 年度後半から、以下 2 点への対応を踏まえて IP アドレス事業に関する料金改定の検討を進めてきました。

1)APNIC 料金改定への対応

2010 年から APNIC の料金が大幅に改定され、JPNIC の負担額が約 30%増加するとともに、これまで維持料計算の対象外となっていた歴史的経緯を持つプロバイダ非依存アドレス（以下、歴史的 PI アドレス）が課金対象に組み入れられることになり、JPNIC としての対応を検討する必要性が出てまいりました。

2)IPv4 アドレス在庫枯渇に向けた対応

IPv4 アドレス在庫枯渇後は IPv4 アドレスの割り振り手数料収入も無くなります。その一方で、在庫枯渇後も、分配済みの IP アドレスを管理する業務は継続し、維持していく必要があります。また、枯渇後の IPv4 アドレス有効活用の面から、歴史的 PI アドレスに対する今後の取り扱いについて、国内の IP アドレスコミュニティからも対応が求められている状況でした。

参考(B)「APNIC 料金体系改定の経緯について」

APNIC の料金体系改定は、2006 年ごろから数年にわたって APNIC 事務局と EC (理事会) により検討が進められ、何度か APNIC ミーティングの場でも議論が行われてまいりました。

特に NIR プレミアムについて、APNIC 事務局と NIR の間で議論が重ねられ、最終的に EC による検討と提案が行われることとなりました。

歴史的 PI アドレスの扱いについても、料金提案の中に含まれていましたが、JPNIC 以外の NIR およびメンバーにとっては保有しているアドレス数がそれほど多くなく、受ける影響も大きくないため、JPNIC としては懸念を示したものの、EC により決定がなされました。

● APNIC 料金体系変更時期

APNIC の新たな料金体系は 2010 年 1 月 1 日から施行され、JPNIC に対しても 2010 年 5 月の請求時点から適用されています。

● 料金体系変更内容

これまでのプリフィクスサイズ毎の固定料金から、アドレス数に応じた料金算出方式に変更されました。

- ・ 変更前の料金体系 (<ftp://ftp.apnic.net/public/apnic/archive/apnic-119-v002.txt>)

- APNIC 維持料

カテゴリ	アドレスサイズ		金額(AUS)
	IPv4	IPv6	
Associate	なし	なし	792
Very Small	/22 以下	-	1,584
Small	/19 以下	/35 以下	3,169
Medium	/16 以下	/32 以下	6,338
Large	/13 以下	/29 以下	12,676
Very Large	/10 以下	/29 より大きい	25,352
Extra Large	/10 より大きい	-	50,704

- IPv4、IPv6 両方保有している場合はどちらか金額が大きい方を支払います。

- JPNIC など NIR は上記に加えてアドレスの割り振り毎に Per Address Fee を支払います。

(JPNIC の場合は AUS0.025/IP)

- ・ 変更後の料金体系 (<ftp://ftp.apnic.net/public/apnic/archive/apnic-120-v001.pdf>)

- 保有アドレス総数に応じ、下記算出式で計算した金額を維持料として支払います。

$$(IPv4)Fee = 1180 \times 1.3^{(\log_2(\text{Addresses}) - 8)}$$

$$(IPv6)Fee = 1180 \times 1.3^{(\log_2(\text{Addresses}) - 22)} \quad (/56 \text{ 単位で計算})$$

- IPv4、IPv6 アドレスの両方を保有している場合は、それぞれで計算した金額のどちらか大きい方を支払います。

- JPNIC などの NIR は上記で計算した金額の 190% をプレミアムとして加えて支払います。

- 歴史的 PI アドレスも保有アドレス総数に加えて計算します。

● 変更による JPNIC への影響

JPNIC の 2009 年度の APNIC への支払額は下記の通りでした。

維持料は Extra Large Member として AUS\$50,704 (約 430 万円)

Per Address Fee は JPNIC として IPv4 アドレス/9+/11 程度 (約 1,100 万 IP) の割り振りを受けており、AUS\$275,000 (約 2340 万円)

上記から、2009 年度 APNIC への支払総額は約 2770 万円で過去最高の金額となっています。

料金改定後の 2010 年度の APNIC 支払額は下記の通りとなりました。

維持料が、 $1180 \times 1.3^{(\log_2(97,700,000) - 8)} + \text{NIR プレミアム} = \text{約 AUS}443,000$ (約 3,600 万円)

JPNIC 管理下の PA+PI アドレス数

この他に 2010 年度は新たな料金体系が適応される 5 月までの Per Address Fee が発生しています。

料金体系の変更によって、APNIC への支払額が年間でおよそ 800 万円以上増加するとともに、歴史的 PI アドレス分も APNIC 費用に含まれることになりました。これは JPNIC の IP アドレス事業費用総額に対して 3% 程度増加したことになります。APNIC は料金体系の変更にともない、これまで階段型だった料金体系をアドレス数に直接対応した金額算出となるような変更を行いました。JPNIC もこれに倣い、JPNIC の IP アドレス事業費用を賄える金額となるように APNIC の算出式を調整した式を用いることにしました。

3.JPNIC の費用構造

現在、JPNIC は会費によって公益目的事業を行うインターネット基盤整備事業と、コストリカバリモデルによる IP アドレス事業の二事業体制を取り、それぞれの事業は独立採算的な形態で運営しています。2010 年度の IP アドレス事業費用は、3 億円程度で、過去 5 年間に於いても 2.8 億円～3 億円程度で大きな変動なく推移しています。

参考(C)「JPNIC の事業体制、会員と IP 指定事業者」

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)は、インターネットの円滑な運営を支えるための、運用管理、普及啓発、新技術の調査研究、情報提供や場の提供を行う原則として社団の構成員である社員(会員)からの出資(会費)によって運営されています。
主に下記の二事業体制による活動を行っています。

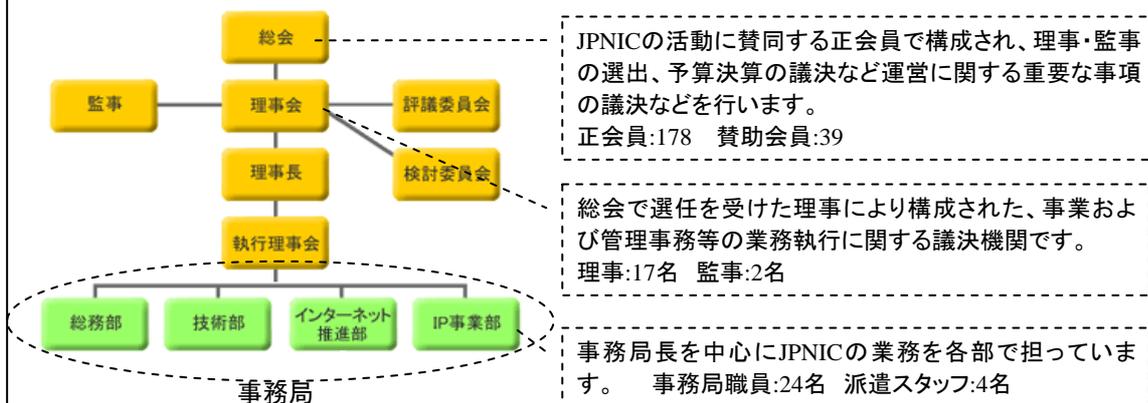
・IP アドレス事業

グローバルインターネットのアドレス資源である IP アドレス、AS 番号の管理、分配、方針策定などを実施しています。
IP アドレス事業は、主に IP 指定事業者からの収入によって運営されています。

・インターネット基盤整備事業

普及啓発、新技術の調査研究、情報提供、国内外の連携、JP ドメイン名管理支援などを実施しています。
インターネット基盤整備事業は、JPNIC 会員からの会費収入等で運営されています。

組織構成(2011 年 4 月現在)



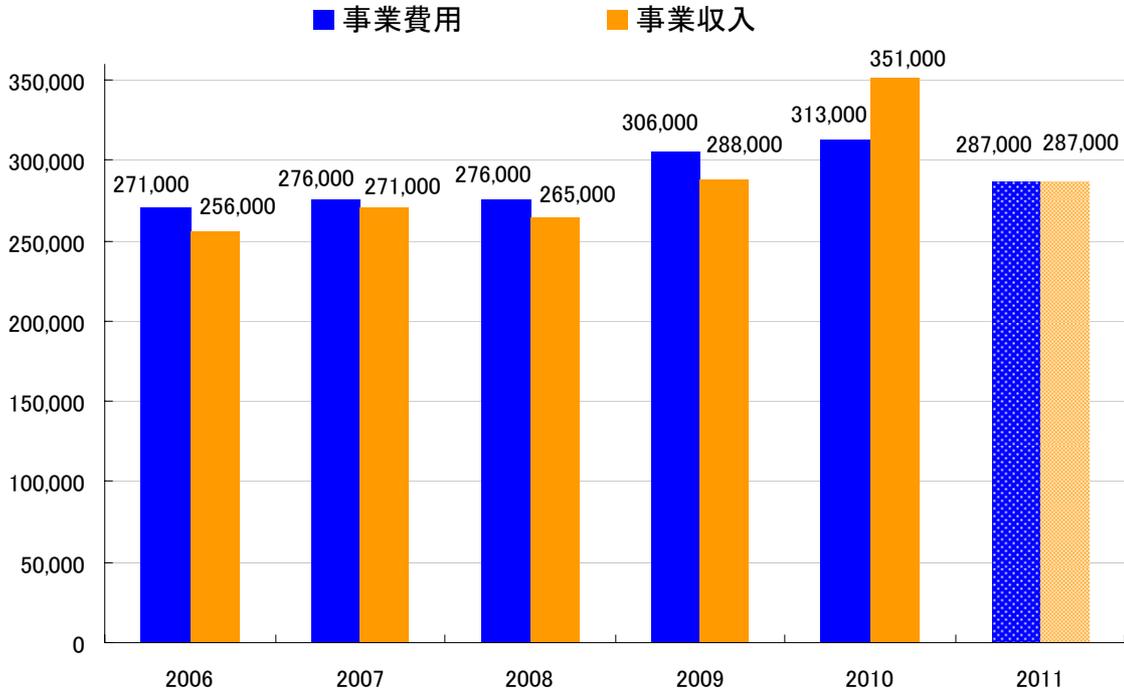
二事業共通にかかる管理費を按分した上で、各事業にかかる費用を、会費または IP 指定事業者からの収入でそれぞれ賄っています。



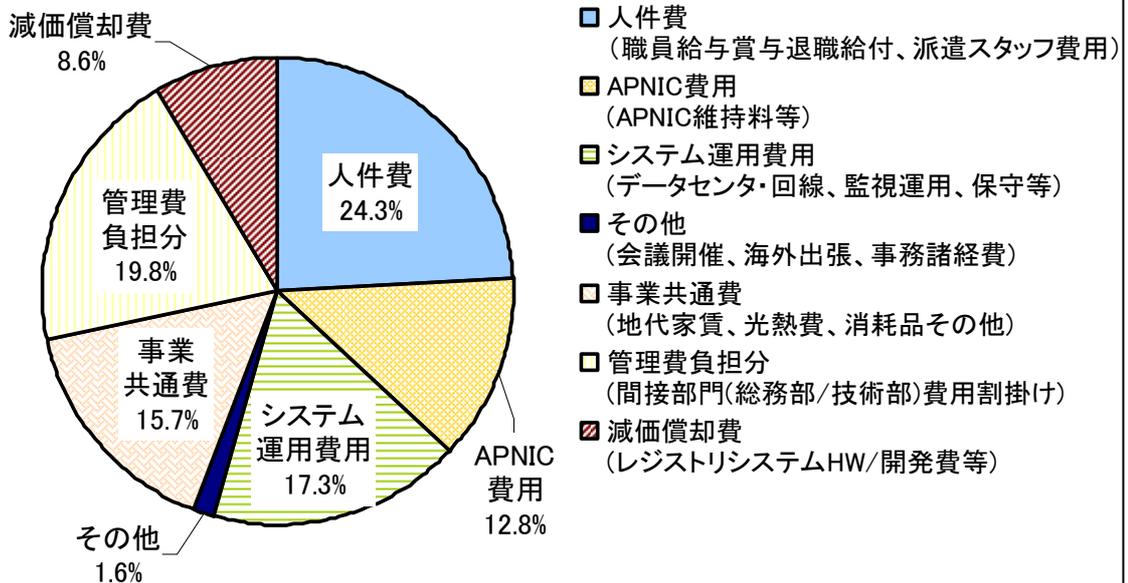
JPNIC の事業に関する情報は、以下の URL からご参照ください。
(<http://www.nic.ad.jp/ja/profile/disclose/index.html>)

参考(D)「IP アドレス事業費用の内訳と推移」

IP アドレス事業における過去 5 年間の費用および内訳は下記の通りです。
 これまでおおよそ 2.8 億～3 億円で推移しており、今後も当面は同水準と見込んでいます。
 2010 年度は、IPv4 アドレスの割り振り需要が大幅に増加したことにもない、割り振り手数料収入も一時的に増加することになりました。しかし、これにより IPv4 アドレス在庫枯渇が前倒しされたため、2011 年度は割り振り手数料収入が大幅に減少により、収入全体が当初予算額よりも減少する可能性があります。



2010 年度事業費用内訳



IP アドレス事業は今後もコストリカバリモデルを継続し、当面 5 年程度は IPv4 アドレス在庫枯渇後への対応業務を含めても、現在の水準で大きな変動は無いと予想しています。また、コスト低減努力は今後も継続し、必要な投資についても、その都度理事会・総会の判断を仰いた上で計画に盛り込む形で進めていく予定です。

IPv4 アドレス在庫枯渇後の事業運営体制については、状況を見ながら適宜見直しを検討し、料金も含めた必要な対応を事業計画案、予算案に反映して実施します。

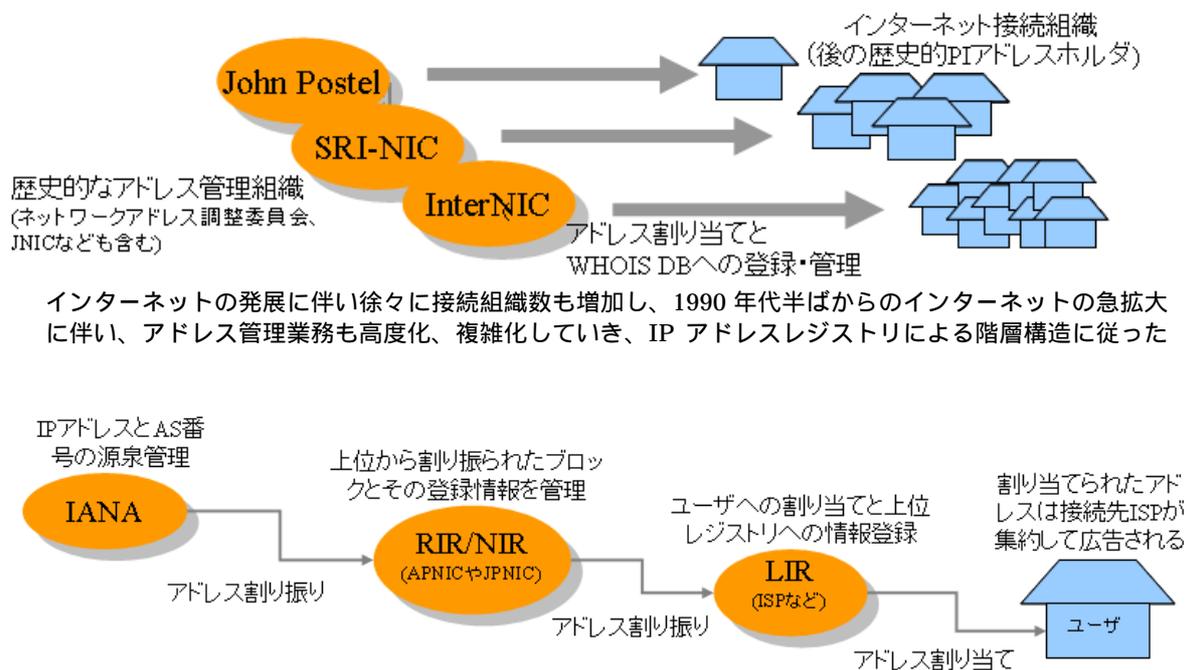
4. 歴史的 PI アドレスへの課金と費用負担の考え方

今回の IP アドレス事業における料金改定にあたり、これまで特段の費用負担をいただいていた歴史的 PI アドレスに対する費用を負担いただくことになります。

歴史的 PI アドレスが当初分配されていた時点では、IP アドレス管理業務はほぼボランティアベースで行われてきましたが、その後のインターネットの急拡大に伴い、複雑化していく IP アドレス管理業務を専任で担当する組織が整備され、過去に割り当てた IP アドレスもその体制で管理されていくことになりました。

参考(E)「IP アドレス管理体制の変遷」

インターネットの黎明期からしばらくの間、IP アドレスの割り当て、管理はボランティアベースで行われており、この時期に割り当てられた IP アドレスを「歴史的経緯を持つプロバイダ非依存アドレス」(歴史的 PI アドレス)と呼んでいます。



組織的・体系的な管理が行われるようになりました。

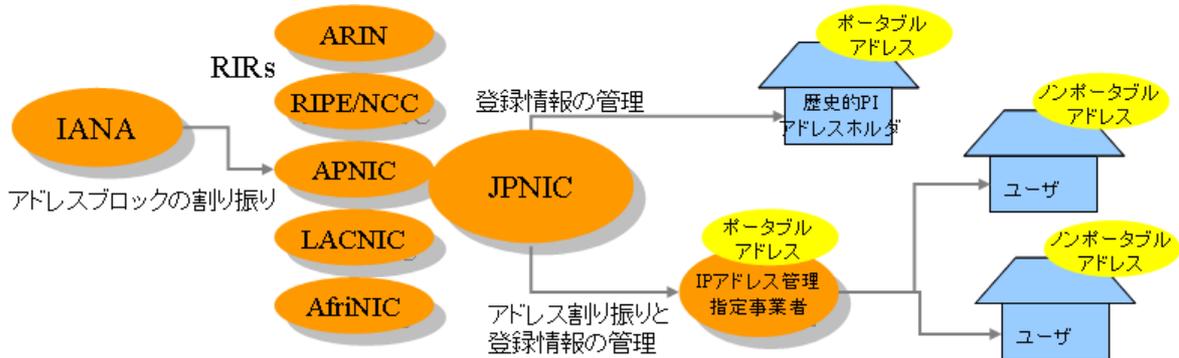
現在の IP アドレス管理体系において、世界中の IP アドレスレジストリは、インターネット上の通信を実現するため、管理下の IP アドレスの登録情報を適正に管理することにより、アドレスの一意性を保証しています。

現在、グローバルなインターネットにおいては、IP アドレスレジストリから適正に割り振り、割り当てが行われた IP アドレスを利用することがルールとして定められています。IP アドレスレジストリは、過去のアドレス管理の経緯を踏襲しながら、適宜 IP アドレス管理ルールの見直しを行い、その時々ルールに則り、IP アドレスの管理業務を行っています。

歴史的 PI アドレスについても現在の IP アドレスレジストリの管理体系に含まれており、現在日本の各組織で利用されている歴史的 PI アドレスも JPNIC がすべて管理しています。

現在、IP アドレスは特殊なケースを除き、IP 指定事業者を経由して割り当てが行われます。IP 指定事業者を経由して割り当てられたアドレスは、IP 指定事業者が集約して管理しており、割り当てを受けたユーザーが接続先の IP 指定事業者を変更した場合、IP アドレスも変更することになります。これらのアドレスは、[プロバイダ集約可能アドレス\(PA アドレス\)](#)またはノンポータブルなアドレスと称します。

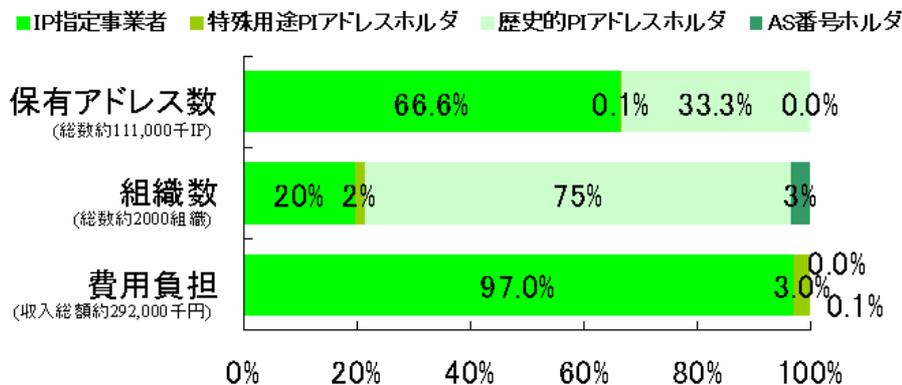
一方、歴史的 PI アドレスの場合は、レジストリから直接割り当てを受けているアドレスとして、[プロバイダ非依存アドレス\(PI アドレス\)](#)またはポータブルアドレスと呼ばれており、上位の接続先組織が変更になっても、同じアドレスを使い続けることができます。この点において、歴史的 PI アドレスと、IP 指定事業者が管理するアドレスは同じ性質を有しています。



現在、JPNIC の IP アドレス事業費用の大半は、IP 指定事業者による費用負担によって賄われています。JPNIC は、APNIC 料金体系変更により、歴史的 PI アドレスに対する直接的な費用が発生することになったため、この IP アドレス事業費用全体の負担方法について全体的に見直す必要があると考えました。

参考(F)「現在の IP アドレス比率、費用負担比率」

現在、IP 指定事業者と歴史的 PI アドレスの IPv4 アドレス数比率と組織数比率、費用負担比率は下記の通りです。



JPNIC 管理の IPv4 アドレスの 3 割を占める歴史的 PI アドレスの管理にかかる費用も含め、IP アドレス事業の費用のほとんどを IP 指定事業者が負担している状況です。

JPNIC は、管理しているすべての IP アドレスについて、WHOIS データベース登録情報を適切に維持することによって、グローバルなインターネットにおける一意性保証を実現しています。

また、JPNIC は日本のインターネットレジストリとして、APNIC を始めとする世界的 IP アドレス管理機構との間で、IP アドレス管理方針の策定や管理機構運営に関する連携、調整、働きかけを行っています。このような管理機構の世界的な運営によって、歴史的 PI アドレスを含めたすべての IP アドレスが適切に管理されていると言えます。

このような点を考慮し、これまでのように IP 指定事業者だけではなく、歴史的 PI アドレス割り当て組織にも、IP アドレス事業費用の負担をお願いするものです。

5.AS 番号への課金

AS 番号についても、歴史的 PI アドレスと同様に、継続的な費用負担をお願いします。

AS 番号は、1997 年にそれまで日本における AS 番号の分配、管理業務を担っていた [JEPG/IP\(Japanese Engineering and Planning Group/IP\)](#) から JPNIC が業務を引き継いだ後、2002 年に割り当て申請時にかかる手数料をいただくようになった以外は、継続的な維持管理にかかる費用をいただいております。AS 番号についても、インターネット上での適正な経路交換のために、IP アドレスと同様に WHOIS データベース登録情報を適切に維持する必要があります。

そのため歴史的 PI アドレスと同様に、AS 番号をご利用者の方も費用負担が必要になります。

6.IP アドレス、AS 番号の返却、移管等について

料金体系改定にともなう、維持料負担を契機に、現在割り当てを受けている IP アドレスまたは AS 番号の返却等を行う場合は、以下をご参照いただき必要な手続きを行ってください。

・ IP アドレス、AS 番号の返却について

現在保有しているすべての IP アドレス、または AS 番号を返却される場合は、下記の文書を参考に、Web 申請システムよりお手続きください。

- ネットワーク情報記載事項変更申請および割り当て済み IP アドレスの返却申請について(歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス利用者用)
<http://www.nic.ad.jp/doc/h-pi-process.html>
- IPv4 割り振り/返却申請手続きについて <http://www.nic.ad.jp/doc/ip-addr-alloc-process.html>
- AS 番号割り当て、登録情報変更、返却申請手続きについて
<http://www.nic.ad.jp/doc/as-process.html>
- Web 申請システムログイン <https://iphostmaster.nic.ad.jp/jpnic/dispmemberlogin.do>

複数のアドレスブロックを保有し、一部ブロックのみを返却したい場合も上記の返却申請で受け付けることができます。

保有しているアドレスブロックの一部を残して返却を希望される場合は、ip-service@nir.nic.ad.jp まで、割り当てられているアドレスと、返却したいアドレスの範囲、継続して利用するアドレスの範囲をお知らせください。追って手続きの詳細についてご案内いたします。なお、返却可能なアドレスの最小サイズは/24 です。それより小さい単位での返却は出来ません。また、アドレスブロックによっては一部分のみの返却をお受けできない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

返却された IPv4 アドレスは、原則としては APNIC の最後の/8 ブロックに組み入れられ、将来の分配に利用されることとなります。ただし、JPNIC が逆引きを委譲されているブロックに含まれるアドレスについては、すぐに APNIC に返却せずに、JPNIC が一時的に管理する場合があります。

・ IP アドレスの移転について

保有している IPv4 アドレスを、JPNIC に返却せずに、他の組織に移転することも可能です。アドレス移転は、移転元、移転先の組織が双方合意していることが条件になります。

移転可能なアドレスの最小サイズは/24 です。それより小さい単位での移転は出来ません。最大サイズの上限はありません。

移転の申請については、下記の文書を参照して手続きを行ってください。移転に関してご不明な点がありましたら、ip-service@nir.nic.ad.jp までお問い合わせください。

IPv4 アドレス移転申請手続き <http://www.nic.ad.jp/doc/ipv4transfer.html>

7. 維持料の請求、お支払い方法について

維持料の請求とお支払い方法については、これまでの IP 指定事業者、特殊用途 PI アドレスの維持料請求と同様に、毎年 1 回、4 月 1 日 0:00 時点の保有アドレス数に基づいて算出した金額を、JPNIC から直接各組織に対して請求書を発行し、請求した金額を一括で JPNIC の指定口座へのお振り込みいただきます。

請求書は、契約者情報中の経理担当者宛にお送りいたします。経理担当者をはじめ、登録情報に変更がある場合は、Web 申請システムよりお手続きを行っていただきますようお願いいたします。
<https://iphostmaster.nic.ad.jp/jpnic/dispmemberlogin.do> (ログイン時に資源管理者 ID と資源管理者パスワードが必要です)

割り当て先組織以外からの支払い代行についても、ご要望に応じてお受けする場合がございますので、ご希望がありましたら、ip-service@nir.nic.ad.jp までご連絡ください。

なお、今回お知らせした維持料の金額見込みについては、現在 JPNIC データベースに登録されている情報を元に算出したものです。2012 年 1 月頃に再度、その時点の登録情報に基づいて算出した、維持料請求予定額をメールにてお知らせする予定です。

また、お見積書が必要な場合には、2012 年 1 月以降、請求書の発行前までに、その時点のアドレス数に基づいた金額で発行しますので、ip-service@nir.nic.ad.jp までご連絡ください。

8. 料金体系改定に関する手続き、規約の改定について

今回の料金体系改定は、JPNIC が分配している番号資源種別毎に設けている各規則、規約を改定することによって実施いたします。

改定される規則、規約類

- ・ 「IP アドレス割り当て等に関する規則」 (対象：IP 指定事業者)
- ・ 「プロバイダ非依存アドレス割り当て規則」 (対象：PI アドレスの割り当てを受けている組織)
- ・ 「歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス割り当て規約」 (対象：上記 PI アドレス割り当て組織のうち、歴史的 PI アドレスの割り当てを受けている組織)
- ・ 「AS 番号割り当て規約」 (対象：AS 番号の割り当てを受ける組織)

各規則、規約は 2011 年 9 月 1 日から順次公示されます。「IP アドレス割り当て等に関する規則」は 2011 年 11 月 1 日より施行されます。その他の規則、規約は、2011 年 10 月 3 日より施行されます。

各規則、規約の適用対象となる組織に対しては、上記規則、規約の施行後、改定された内容が適用されることとなります。同封した改定後の「歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス割り当て規約」または「AS 番号割り当て規約」の内容を、あらかじめよくご確認くださいようお願いいたします。

現在、すべての歴史的 PI アドレス割り当て先組織には、「歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス割り当てに関する確認書」をご提出いただき、「歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス割り当て規約」(<http://www.nic.ad.jp/doc/h-pi-rule.html>)に同意をいただいております。同様に、AS 番号割り当て先組織についても、「AS 番号割り当てに関する確認書」をご提出いただき、「AS 番号割り当て規約」(<http://www.nic.ad.jp/doc/as-mou.html>)に同意をいただいております。

なお、以前のご案内では歴史的 PI アドレス割り当て先組織および AS 番号割り当て先組織とはあらためて合意確認書の取り交わしを行うようご説明しておりましたが、以前ご提出いただいた「確認書」により、規約の改定後も契約関係に変化がなく、再度書面をご提出いただく必要がないと確認したため、あらためての書類手続きは不要とさせていただきます。

ただし、各組織における手続き上、規約改定に関する JPNIC と双方向の確認が必要な場合は、別途書面の取り交わしについて対応いたしますので、ip-service@nir.nic.ad.jp までご連絡ください。その他、ご不明な点等についても、問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先 JPNIC IP アドレス担当：ip-service@nir.nic.ad.jp

維持料 試算金額例

現在保有しているIPアドレス数またはブロック数に該当する維持料試算金例をご参照ください。IPアドレスとAS番号の両方を保有している場合は、IPアドレスにかかる金額のみお支払いいただくこととなります。(IPアドレスとAS番号の両方を保有している場合はAS番号の維持料はかかりません。)

プレフィックス	ブロック個数	アドレス数	維持料金額	歴史的PIアドレス/AS番号の経過措置期間の金額		プレフィックス	ブロック個数	アドレス数	維持料金額	歴史的PIアドレス/AS番号の経過措置期間の金額	
				2012	2013					2012	2013
AS番号のみ			¥52,500	¥26,250	¥39,375	/16	クラスB1個	65536	¥428,259	¥214,129	¥321,194
/24	クラスC1個	256	¥52,500	¥26,250	¥39,375	/16+/23	クラスB1個+C2個	66048	¥429,522	¥214,761	¥322,141
/23	クラスC2個	512	¥68,250	¥34,125	¥51,188	/16+/22	クラスB1個+C4個	66560	¥430,779	¥215,390	¥323,084
/23+/24	クラスC3個	768	¥79,571	¥39,786	¥59,678	/16+/22+/24	クラスB1個+C5個	66816	¥431,406	¥215,703	¥323,554
/22	クラスC4個	1024	¥88,725	¥44,363	¥66,544	/16+/22+/23	クラスB1個+C6個	67072	¥432,031	¥216,015	¥324,023
/22+/24	クラスC5個	1280	¥96,545	¥48,272	¥72,408	/16+/21	クラスB1個+C8個	67584	¥433,276	¥216,638	¥324,957
/22+/23	クラスC6個	1536	¥103,442	¥51,721	¥77,582	/16+/21+/23+/24	クラスB1個+C11個	68352	¥435,133	¥217,566	¥326,350
/22+/23+/24	クラスC7個	1792	¥109,658	¥54,829	¥82,243	/16+/21+/22+/24	クラスB1個+C13個	68864	¥436,364	¥218,182	¥327,273
/21	クラスC8個	2048	¥115,343	¥57,671	¥86,507	/16+/20+/22+/24	クラスB1個+C21個	70912	¥441,231	¥220,616	¥330,923
/21+/24	クラスC9個	2304	¥120,601	¥60,301	¥90,451	/16+/19	クラスB1個+C32個	73728	¥447,783	¥223,892	¥335,838
/21+/23	クラスC10個	2560	¥125,508	¥62,754	¥94,131	/16+/19+/24	クラスB1個+C33個	73984	¥448,371	¥224,186	¥336,278
/21+/23+/24	クラスC11個	2816	¥130,118	¥65,059	¥97,589	/16+/19+/21+/23	クラスB1個+C42個	76288	¥453,606	¥226,803	¥340,205
/21+/22	クラスC12個	3072	¥134,475	¥67,238	¥100,856	/16+/19+/20+/23	クラスB1個+C50個	78336	¥458,177	¥229,089	¥343,633
/21+/22+/24	クラスC13個	3328	¥138,612	¥69,306	¥103,959	/15	クラスB2個	131072	¥556,736	¥278,368	¥417,552
/21+/22+/23+/24	クラスC15個	3840	¥146,327	¥73,163	¥109,745	/15+/24	クラスB2個+C1個	131328	¥557,148	¥278,574	¥417,861
/20	クラスC16個	4096	¥149,945	¥74,973	¥112,459	/15+/22+/23	クラスB2個+C6個	132608	¥559,197	¥279,598	¥419,398
/20+/24	クラスC17個	4352	¥153,426	¥76,713	¥115,069	/15+/20+/22	クラスB2個+C20個	136192	¥564,870	¥282,435	¥423,653
/20+/23	クラスC18個	4608	¥156,781	¥78,391	¥117,586	/15+/16	クラスB3個	196608	¥649,086	¥324,543	¥486,814
/20+/23+/24	クラスC19個	4864	¥160,023	¥80,011	¥120,017	/15+/16+/23	クラスB3個+C2個	197120	¥649,725	¥324,863	¥487,294
/20+/22	クラスC20個	5120	¥163,160	¥81,580	¥122,370	/15+/16+/22	クラスB3個+C4個	197632	¥650,363	¥325,182	¥487,772
/20+/21	クラスC24個	6144	¥174,818	¥87,409	¥131,113	/15+/16+/21+/22+/23	クラスB3個+C14個	200192	¥653,539	¥326,770	¥490,154
/20+/21+/22+/23	クラスC30個	7680	¥190,225	¥95,112	¥142,669	/15+/16+/19+/21+/23+/24	クラスB3個+C43個	207616	¥662,609	¥331,305	¥496,957
/19	クラスC32個	8192	¥194,929	¥97,464	¥146,197	/15+/16+/17+/20+/22+/23	クラスB3個+C150個	235008	¥694,432	¥347,216	¥520,824
/19+/23	クラスC34個	8704	¥199,454	¥99,727	¥149,590	/14	クラスB4個	262144	¥723,757	¥361,879	¥542,818
/19+/22	クラスC36個	9216	¥203,816	¥101,908	¥152,862	/14+/16	クラスB5個	327680	¥787,543	¥393,772	¥590,657
/19+/21	クラスC40個	10240	¥212,108	¥106,054	¥159,081	/14+/16+/21	クラスB5個+C8個	329728	¥789,403	¥394,701	¥592,052
/18	クラスC64個	16384	¥253,407	¥126,704	¥190,056	/14+/15	クラスB6個	393216	¥843,811	¥421,906	¥632,859
/18+/24	クラスC65個	16640	¥254,899	¥127,449	¥191,174	/14+/15+/24	クラスB6個+C1個	393472	¥844,019	¥422,010	¥633,015
/18+/23	クラスC66個	16896	¥256,376	¥128,188	¥192,282	/14+/15+/16	クラスB7個	458752	¥894,511	¥447,255	¥670,883
/18+/20	クラスC80個	20480	¥275,741	¥137,870	¥206,806	/13	クラスB8個	524288	¥940,884	¥470,442	¥705,663
/17	クラスC128個	32768	¥329,430	¥164,715	¥247,072	/13+/16	クラスB9個	589824	¥983,780	¥491,890	¥737,835
						/13+/14+/16	クラスB13個	851968	¥1,130,698	¥565,349	¥848,024
						/12	クラスB16個	1048576	¥1,223,149	¥611,575	¥917,362
						/11	クラスB32個	2097152	¥1,590,094	¥795,047	¥1,192,571
						/10	クラスB64個	4194304	¥2,067,123	¥1,033,561	¥1,550,342
						/9	クラスB128個	8388608	¥2,687,259	¥1,343,630	¥2,015,445
						/8	クラスB256個	16777216	¥3,493,437	¥1,746,719	¥2,620,078

該当するアドレス数がない場合、エクセルなどで下記数式を用いて計算することが出来ます。「アドレス数」のところに保有しているIPv4アドレスの個数を代入してください。

$$=65000*POWER(1.3,(LOG(アドレス数,2)-9))*105\%$$